

5 果樹の部

品目	地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
		慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
かき	村上地域	14	7	10	5	全品種
	新発田地域	23	11	12	6	
	五泉地域	20	10	10	5	
	新潟地域	20	10	12	6	
	三条地域	24	12	10	5	
	燕地域	24	12	10	5	
	長岡地域	24	12	10	5	
	柏崎地域	24	12	10	5	
	佐渡地域	24	12	13.1	6.5	
ぶどう	村上地域	27	13	9	4.5	全品種
	新発田地域	30	15	9	4.5	
	五泉地域	31	15	10	5	
	新潟地域	33	16	10	5	
	三条地域	27	13	10	5	
	燕地域	27	13	10	5	
	長岡地域	21	10	10	5	
	柏崎地域	21	10	10	5	
	上越地域	26	13	8	4	
いちじく	村上地域	16	8	12	6	全品種
	新発田地域	18	9	11	5.5	
	五泉地域	13	6	12	6	
	新潟地域	16	8	13	6.5	
	三条地域	8	4	12	6	
	燕地域	8	4	12	6	
	長岡地域	8	4	12	6	
	北魚沼地域	6	3	12	6	
	柏崎地域	8	4	12	6	
	上越地域	8	4	12	6	
	糸魚川地域	8	4	12	6	
佐渡地域	14	7	12	6		
くり	村上地域	12	6	13	6.5	全品種
	五泉地域	12	6	6	3	
	新潟地域	12	6	6	3	
	三条地域	10	5	6	3	
	長岡地域	10	5	6	3	
	柏崎地域	10	5	6	3	
	上越地域	12	6	15	7.5	

品目	地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
		慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
うめ	新発田地域	19	9	14	7	全品種
	五泉地域	22	11	14	7	
	新潟地域	22	11	14	7	
	三条地域	20	10	12	6	
	長岡地域	20	10	12	6	
	柏崎地域	20	10	12	6	
	上越地域	18	9	17	8.5	
	佐渡地域	18	9	12	6	
キウイフルーツ	五泉地域	16	8	8	4	全品種
	新潟地域	16	8	8	4	
	三条地域	15	7	8	4	
	長岡地域	13	6	8	4	
	柏崎地域	13	6	8	4	
	佐渡地域	18	9	13	6.5	
日本なし	新発田地域	43	21	25	12.5	全品種
	五泉地域	44	22	16	8	
	新潟地域	48	24	23	11.5	
	三条地域	42	21	16	8	
	燕地域	42	21	16	8	
	長岡地域	43	21	16	8	
	柏崎地域	43	21	16	8	
	佐渡地域	37	18	18	9	
西洋なし	新潟地域	44	22	20	10	全品種
	三条地域	42	21	16	8	
	燕地域	42	21	16	8	
	長岡地域	43	21	20	10	
	上越地域	38	19	19	9.5	
もも	村上地域	39	19	14	7	全品種
	新潟地域	44	22	16	8	
	三条地域	44	22	14	7	
	燕地域	44	22	14	7	
	長岡地域	41	20	16	8	
おうとう	村上地域	30	15	17	8.5	全品種
	新発田地域	28	14	17	8.5	
	五泉地域	30	15	17	8.5	
	新潟地域	30	15	17	8.5	
ベブリー	魚沼地域	8	4	6	3	全品種

6 茶の部

品目	地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
		慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
茶	村上地域	13	6	68	34	全品種

7 花きの部

品目	地域区分	節減対象農薬使用回数 (成分回数)		化学肥料使用量 (窒素成分kg/10a)		適用品種
		慣行栽培基準 (回)	特別栽培農産物 使用基準 (回以下)	慣行栽培基準 (kg)	特別栽培農産物 使用基準 (kg以下)	
ユリ	村上地域	21	-	23	-	
	新潟地域	25	-	20	-	
	上越地域	24	-	19	-	
リチューブ	新潟地域	13	-	5	-	
トルコウギ	上越地域	30	-	18	-	
ストック	上越地域	28	-	18	-	

附 則

- 1 この基準は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 施行日前に生産登録を受けた農産物については、従前の認証基準を適用する。
- 3 そば及び花きについては、県認証対象農産物ではないことから県認証基準の設定は行わない。